

尖閣諸島をはじめ領土・領海などを守る法整備などに関する意見書

10月18日、中国とロシアの艦艇10隻からなる艦隊が津軽海峡を通過しました。その直前、中ロ両国の海軍はウラジオストック沖で合同演習を実施していました。両国の艦艇は津軽海峡を出て、伊豆諸島沖を經由。太平洋上を日本列島に沿う形で航行し、大隅海峡を抜け、それぞれの母港に帰投しました。中国海軍の艦艇とロシア海軍の艦艇が同時に津軽海峡を通過したのは、今回が初めてです。

津軽海峡は国際海峡とされ、艦艇、潜水艦、航空機についても通過通航権が認められていますが、津軽海峡は最も狭いところで20キロもない距離です。情報収集を目的にしていると思われる艦艇もあり、他国の艦艇が堂々と通過することは看過できるものではありません。

わが国とロシアとは、18世紀後半より、当時の蝦夷地（北海道）や千島列島をめぐる問題がありました。歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島は、当時から日本人が住み続けてきたわが国固有の領土です。昭和20年8月、ソ連はヤルタ会談での密約を名目に、日ソ中立条約を破棄して侵攻し、北方領土は不法占拠されました。北方領土は国際法上も歴史的経緯から見ても、明らかに我が国固有の領土であり、その返還を実現することは、我々に課された国民的課題であり、全国民の悲願です。

尖閣諸島においても、領海内を連日のように中国海警局の船が航行しているのを海上保安庁の巡視船が確認しています。尖閣諸島は明治28年1月にわが国政府が沖縄県への所轄を決定して以来、歴史的にも国際法上もわが国の固有の領土であることは明らかです。

尖閣諸島の開拓者は、八女市出身の古賀辰四郎氏で、当時の上妻郡山内村において家業である製茶業を営んでいました。古賀氏は23歳の時に八女茶の販路拡大で沖縄へ赴き、新たな事業を展開。尖閣の一つである魚釣島を中心に羽毛加工やかつお節の工場を建て、「古賀村」と呼ばれ、最盛期は300人近い住民がいた記録があります。尖閣には当時の清国の統治も及んでおらず、古賀氏の要望を受けて沖縄県に所轄が閣議決定されました。

しかし、中国は尖閣諸島周辺海域における海洋資源の存在が明らかになるや、同諸島の領有権を主張し始め、海軍力の増強を背景に、尖閣諸島をわが物にしようと布石を打ってきています。近年の香港や新疆ウイグル自治区などでの人権蹂躪にみられるように中国の内外において、覇権主義的傾向が強まっており、このままでは日本も香

港・ウイグル同様になるおそれがあります。

島根県の竹島も、北方領土、尖閣同様に、歴史的にも国際法に照らして我が国固有の領土です。しかし、竹島を不法に占拠し、いわゆる「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定。周辺海域においてわが国漁船は、漁場からの撤退を余儀なくされました。韓国はわが国にとって重要な隣国であり、韓国国民との友好はアジアの繁栄と安定につながるものですが、竹島について毅然とした姿勢で臨まなければ、国際社会において日本は主権を守れない国とされ、韓国の支配を認めることとなります。

北朝鮮による拉致は、日本が戦後、領土・領海を自ら守る意思を示さなかったなか
に起きたものとも言え、横田めぐみさんはじめ多くの日本人が拉致されたまま、いまだ取り戻すことができていません。元島民や拉致被害者家族の高齢化も進む中、領土・領海・主権侵害の問題について、国民に周知、啓発が求められています。

近隣諸国の覇権主義や侵略行為から、国民の生命、安全、領土・領海を守ることは、国の責務と考えます。

よって本市議会は、国会及び政府に対し領土・領海・主権侵害の問題について、関係国との外交交渉はもちろんのこと、領海警備など法整備を行い、国民に教育・啓発を行うことを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月17日

福岡県八女市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、法務大臣、
防衛大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、
内閣官房長官